

第9回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2023年1月16日（月）午前10時00分～午前11時19分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、手島、石井、水町——14名
- ・欠席委員 0名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 1名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第9回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

出席の皆様、おそろいございまして、出席委員が3分の2以上ございますことから、審議会の運営規則第2条第2項に基づきまして本審議会が開催できますことをご報告いたします。

審議に入る前に、ご報告とお礼がございます。2021年度から当審議会に逐一検討状況を報告し、ご意見や質問等を頂戴してまいりましたが、今般の個人情報保護法の改正に関する条例について、先月12月に行われた町田市議会の第4回定例会で全て無事議決されました。長きにわたってご審議をいただき、貴重な意見をいただき、大変感謝しております。どうもありがとうございました。また新しい法律に基づいた運用について、残り3か月を切ったところですが、確立をしていかなければならないところでございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件については、諮問7件、報告2件でございます。資料については、事前に郵送しました資料番号1から7及び9をご覧ください。

それから、本日皆様のお席には資料3、9の差替え、郵送していない追加分として資料8、10、11、12がございます。資料11に関しては追加の諮問となります。当日お目にかけるという形になってしまっていて、大変申し訳ございません。また、審議内容の関係上、資料4の次にこの資料11の内容について審議をいただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

事務局からは以上です。

それでは、川野会長、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、新年おめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

それでは、議題の1でございますが、2022年度第8回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、これで確定させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部地区街づくり課長の荒木と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく地区街づくり課街づくり景観係長、田中と申します。よろしく願いします。

担当者 同じく地区街づくり課主任、栗原と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、「地区街づくり」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明をさせていただきます。

本業務は、町田市住みよい街づくり条例をもとに、市民が自分のまちを「住みたい」「住み続けたい」まちにするための街づくり活動を支援するものでございます。これまで街づくり活動の情報に触れる機会のなかった市内外の人に対し、情報発信を行うことで認知度を高め、活動への参加者、支援者を増加させるため、ツイッターのアカウントを開設することにいたしました。

また、今回、登録に伴い登録票全体の精査をしたところ、既存の登録票に実態と合わない部分がありましたので、適切な表現になるよう整備いたしました。

まず、新規に登録します箇所についてご説明をさせていただきます。3ページの第5号様式をお開きください。

ツイッターを利用しまして、街づくり関連の情報を広く市民に周知するため、外部提供の方法に「Twitter」を追加いたします。

次に、4ページの第6号様式をお開きください。

コンピュータ処理等登録票のシステム名称「Twitter」に関して、同様の理由で新

たに登録票を作成いたしました。

個人情報の項目は、街づくり講演会講師の周知も行うため、1「氏名」、2「職業・職歴」、3「地位」、4「学歴」、5「各種団体加入」、6「容姿(写真)」を追加いたします。

続いて、既存の登録票を整備する箇所を説明いたします。2ページの第5号様式をお開きください。

今回の登録に伴いまして登録票全体の精査をしたところ、まちビジョン準備会への外部提供に係る個人情報の項目に実態と合わない部分がありましたので、適切な表現になるよう整備いたしました。まちビジョン案の作成に当たり、まちビジョン準備会へその周知活動や土地・建物の状況の把握を行うため、登記事項証明書の記載事項を提供するという事は、財産を持っている情報につながるため、登録票に「財産状況」を追加いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは、基本的にはツイッターでの情報提供を追加して情報提供を深めるということでございます。「財産状況」が落ちていたのは今後注意していただきたい部分でありますけれども、基本的にはツイッターの利用ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 おはようございます。環境資源部ごみ収集課担当課長の小塚と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく収集対策係の係長をやっています木戸と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、説明の前に資料の差替えをお願いいたします。本日お配りいたしました資料3、差替えをお手元にご準備ください。事前に送付いたしました資料3は破棄し

ていただくようお願いいたします。

それでは、資料3、差替え、「ごみの分別・カレンダー配布」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

「ごみの分別・カレンダー配布」業務は、主に資源とごみの収集カレンダーを毎年全戸配布しております。このカレンダーは市内で31種類ございまして、町名ごとや区割りごとに配布をしております。2021年度までは環境資源部3R推進課で配布をしておりましたが、2022年4月の組織改正に伴いまして、今年度からごみ収集課のほうで配布を行うことになりました。登録を見直しましたところ、登録票がなかったため、今回登録させていただくものでございます。諮問が遅くなりまして、誠に申し訳ございません。

それでは、5ページをご覧ください。

土地利用調整課から住居表示の情報を収集いたします。資源とごみの収集カレンダーは市内で31種類ございまして、町名や区割りごとに細かく分かれております。新たに住居表示を行った地区の最新の住所をいち早く把握し、新しい地区になった方々へ正確な収集日をご案内するために目的外利用をするものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

資源とごみの収集カレンダーは、年に1度、10月に新しいものに切り替わります。変更になる前月の9月中にカレンダーを市内全部のご家庭に配布する必要がありますので、外部委託登録をさせていただきたいと考えております。

説明につきましては以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは担当課の移動によって、前の課ではあったものが新しい課において作るのが遅くなったということでございますね。今後このようなことのないように、よろしく申し上げます。

ということで、本件について市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしくどうぞ。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部南市民センター長、櫻井と申します。

担当者 市民部南市民センター南町田駅前連絡所、所長の利波と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、説明の前に、大変恐縮ですが、訂正のお願いを申し上げたいと思います。

4 ページ、5 ページをお開きください。

管理責任者の欄が空欄になっております。上記の代表者の欄と同様に、「常務執行役員東京支社長」とご記載をお願いいたします。

あともう1点、追加、訂正がございます。5 ページになります。

中段の「委託等に係る保有個人情報の項目」の1「氏名」の次に「個人番号」の追加をお願いいたします。

それでは、資料4の1、「母子保健」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について、2、「申請者等受付代行」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

南町田駅前連絡所は、入居する建物の賃貸借契約の終了と行政手続のデジタル化の推進に伴い、2023年1月31日に閉所することとなりました。これまで行っておりました証明書の交付については、グランベリーパーク郵便局に設置されている行政証明書自動交付機にて交付することができます。

4 ページ、5 ページをご覧ください。

「母子保健」業務の妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、「申請等受付代行」業務につきましては乳幼児医療費助成制度や義務教育就学児医療費助成制度などの医療費支給申請書、国民健康保険・後期高齢者医療制度の高額療養費の支給申請書、国民健康保険・後期高齢者医療制度の補装具等療養費支給申請書の受領と担当課への送付について、日本郵便株式会社に委託するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、2つありますけれども、1件は配偶者の問題についての訂正、「夫（パート

ナー)」。それから、南町田駅前連絡所が閉所されることに伴いまして、業務を日本郵便、南町田駅前にある郵便局に委託するというところでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。資料の番号は飛びまして11になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部図書館長、中嶋と申します。よろしくお願いたします。

担当者 同じく生涯学習部図書館、高松と申します。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料11、「図書貸出・登録」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

町田市では、インターネットなどで予約した図書館の図書資料の受取りや資料の返却ができる拠点を市内に5か所設けてございます。そのサービスを実施しております拠点の1つである南町田駅前連絡所が2023年1月31日に閉所することとなりました。そこで、この南町田地域での図書館資料の受渡しサービスを継続するため、新たに民間とコラボレーションをする取組として、南町田グランベリーパーク内の民間事業者へ図書資料の受渡し業務を委託するものでございます。

扱う個人情報といたしましては、こちらにございます個人情報の項目の4点となっております。なお、4点目の「図書館利用状況」につきましては、貸出し・返却をする際に必要最低限の範囲でございます。

まず、利用者の利用の番号、8けたの番号で個人個人に振ってございます利用番号。資料貸出し日、その資料を貸出した日付、年月日でございます。それから、利用館名、どこの館で借りられたかという利用していらっしゃる館名。それから、資料名及び資料番号、資料名はそれぞれの本のタイトルと考えていただければよろしいかと思っております。全ての資料には10けたの資料番号を振ってございますので、その資料番号。最後に資料分類番号、こちらは図書館のほうで本をテーマごとに分類してございまして、例えば日本文学の小説だと「913」とか、そういう感じで全て分類してございますので、その番号。これのみ、こちらのほうに入れさせていただいて

いるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これも先ほどと同様、南町田駅前連絡所の閉所に伴う委託で、グランベリーパーク内に窓口を設けるということで、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の6になります。資料は番号5ですね。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部環境政策課担当課長の池澤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく環境政策課、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の5、「減免指定収集袋交付」業務における外部委託等についてご説明をさせていただきます。

まず、業務名にございます「減免指定収集袋」とは、公共の場所を清掃した際に出るごみの排出にご使用いただけるボランティア袋及びおむつの排出にご使用いただけるおむつ専用袋を指しております。これを市民センター等の公共施設で無料で交付しているものでございます。

今回は、先ほども出ました2023年1月31日に閉所いたします南町田駅前連絡所に代わる減免指定収集袋の交付場所を確保するために、市内の民間施設へ交付業務を委託するに当たりまして、交付の際に使用する個人情報について登録をするものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

閉所いたします南町田駅前連絡所の代替施設として、減免指定収集袋（ボランティア袋、おむつ専用袋）の交付場所を確保いたしまして、市民の利便性を図るために交付業務を外部委託するものでございます。

収集する個人情報は、「氏名」「住所」「おむつ使用」情報の3つでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

石 井 前の2件では具体的に委託先が既に決まっていると思いますが、こちらの資料を今拝見すると、具体的な委託先は書いていないんですが、まだ決まっていないんでしょうか。

担当者 実際には決まったんですけども、今回、諮問を上げたときにまだ決まっていなかったのので、具体的に委託先を申し上げますと、2者ございます。ヤマト運輸株式会社様と社会福祉法人芙蓉会様の2か所でございます。

ただ、表記としては、1年ごとの契約ということもありますので、今後の委託先の変更も考えたときに、表記はこのままでいたしたいと考えております。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

委託先につきましては、決まった段階で公表するというところでこれまでもやってまいりましたので、それでよろしいかと思えます。本件も今と同じく、南町田駅前連絡所の閉所に伴う代替施設ということでありまして、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。資料は6ですね。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども総務課担当課長の野田と申します。

担当者 同じく手当・医療費助成係長、小沢と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料6、「新生児臨時特別定額給付金」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

今回の諮問は、コロナ禍による物価高騰が育児用品に及んでいることを鑑み、育児用品等の出費が多くなる新生児を監護・養育している世帯に対して給付金を支給することに伴う諮問でございます。

それでは、3ページをご覧ください。

支給基準となる新生児を確認するため、「住民基本台帳」、「児童手当（2012年創

設)」から目的外利用をいたします。なお、取り扱う個人情報の項目は4ページのとおりとなっております。

5ページと6ページは今ご説明した目的外利用登録票でございます。

次に、7ページから9ページをご覧ください。

「市税徴収」等の業務において、臨時特別給付金を滞納整理に充当しないための目的外利用でございます。

10ページは、生活援護課が行う生活保護費の支給業務において、支給額決定に際し、給付金の控除の可否を判断するための目的外利用でございます。

11ページは、住民記録システムを参照するためのコンピュータ処理等の登録票です。

また、12ページは、給付金支給業務で使用するシステムのコンピュータ処理等登録票でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、新生児臨時特別定額給付金10万円につきまして、その交付のための業務登録ということでございます。国の政策でありますので、それを実施していくということになります。ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の8、諮問でございます。資料は7になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども家庭支援センター長、江藤と申します。

担当者 同じく担当係長、岩崎と申します。

担当者 同じく担当係長、河野と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料7、1、「町田市子育て支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的

外利用、コンピュータ処理等について、2、「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」「ひとり親相談」「婦人相談」業務における個人情報業務登録票の変更について、3、「育児支援ヘルパー事業」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「町田市子育て支援ネットワーク」業務では、子どもがいる家庭の多様な相談に対応し、個々のニーズに見合う最適な支援及びサービスを提供しています。

7ページから16ページをご覧ください。

業務を進める中で、新たに「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」「ひとり親相談」「婦人相談」と情報の共有が必要となったため、目的外利用の登録をいたします。

17ページをご覧ください。

現在、町田警察署、南大沢警察署と児童虐待の防止に関する情報を共有するため協定を結んでおりますが、新たに警視庁生活安全部少年育成課と協定を締結するため登録いたします。また、警視庁生活安全部少年育成課と協定を締結することで、養育者の犯歴など共有することができる情報が増え、より児童の安全確保を強化することができます。

18ページをご覧ください。

警視庁生活安全部少年育成課への情報提供に当たり、決められたフォーマットに従って情報を入力し、電子メールに添付して送付するため、電子メールの利用登録を行うものです。ファイルにはパスワード設定を行い、セキュリティの確保を図ります。

19ページから26ページをご覧ください。

最初にお話しした「町田市子育て支援ネットワーク」業務の目的外利用を登録するため、「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」「ひとり親相談」「婦人相談」の1号様式を適切な表現になるよう整備いたしました。

27ページをご覧ください。

「育児支援ヘルパー事業」業務では、出産後、育児・家事等の援助を必要とする方に対し、一定期間ヘルパーを派遣することにより、育児を行う女性の身体的及び精神的負担の軽減を図り、核家族世帯等の子育て支援をしています。市では育児支

援ヘルパー派遣事業を委託にて実施しておりますが、近年需要が高まっており、今後、委託先が増えるため、育児支援ヘルパー事業委託事業者として登録するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。

嘉 藤 2ページ目の「対象となる個人の範囲」の①で「援助及び支援を必要とする子どもがいる子育て世帯とその関係者」とありますが、子どものいない子育て世帯というのはちょっと考えられないですし、「業務の目的」のところのアスタリスクで、「子育て世帯とは、18歳未満の子どもがいる世帯をいう」とありますので、この点の記載は少しご確認いただければと思います。

もう1点あります。7ページ目、そして9ページ目のところの「法令の根拠」で「児童福祉法第25条の2の第2号」とありますが、恐らく「第2項」ではないかなと思いますので、こちらもご確認いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

担当者 はい。確認いたします。

会 長 事務局と担当課の間で確認をお願いします。

ということで、事務局、よろしいですか。

事務局 はい。今、会長がおっしゃったとおり、事務局と調整して修正いたします。

会 長 じゃ、そのあたりを最終確認して、正しいものにしていただきたいと思います。

よろしくお願いいします。

ほかにご意見、ご質問等ありますか。よろしゅうございますか。

では、今のところを踏まえた上で、基本的には実態に合わせた修正、それから、警視庁生活安全部との連携により児童虐待等の防止の実効性を高めるということだと思いますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の9になります。資料は8ですね。

では、事務局、ご説明をお願いします。

事務局 今お手元に、今日配付しました資料 8 及び、参考資料として本日諮問しております資料 5 のご用意をお願いいたします。

それでは、2021 年度個人情報外部委託等登録票の委託先について報告させていただきます。

こちらに関しては、資料 8 は委託先が特定されていない外部委託等登録票の昨年度の外部委託先の一覧になります。委託先が特定されていない外部委託等登録票について少しご説明いたします。先ほどご案内いたしました資料 5、2 ページをご参照ください。

今日、石井委員もご質問していただいておりますが、このように委託先が具体的な相手先ではなく、「委託事業者」というような包括的な名称で登録している外部委託等登録票がございます。このような登録票について、毎年、具体的な委託先を一覧としてまとめて報告しております。

それでは、資料 8、大きな A 3 のほうですが、こちらをご覧ください。

右上のほうにページが振ってあります。1 ページから 116 ページが各課の委託先になります。117 ページから 131 ページは各小・中学校で委託している登録先の一覧になります。2021 年度契約実績がないものにつきましては、委託先の欄に「2021 年度は委託契約の実績はありません」と表示をしております。

報告につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

膨大な資料ですので、精査していただいた後で、ご質問がある場合は個別に課のほうに聞いていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

ということで、本件につきましては承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、議題の 10、報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部福祉総務課長、深沢と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく係長、八木と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく担当係長、増田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

本日お配りした差替え資料の2ページをご覧ください。

個人情報保護法の改正に対応するため、町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例を制定し、2023年4月1日に施行する予定でございます。

まず、1、「制定の概要」でございます。市では、高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難で、避難行動に特に支援を要する方を避難行動要支援者と定め、その方々の避難を支援するため、市で保有する情報をもとに名簿を作成し、災害に備え、本人の同意なく避難支援に携わる関係者に提供してございます。

名簿の提供は、災害対策基本法第49条の11第2項により条例の定めが必要であり、現在は町田市個人情報保護条例第13条第2項を根拠に実施しておりますが、個人情報保護法の改正に伴い、2023年4月1日に町田市個人情報保護条例は廃止されます。2023年4月1日以降も、現在と同様に本人の同意なく関係者に名簿を提供し、災害に備えるには条例の定めが必要であるため、新たに本条例を制定します。

補足説明となりますが、他の市では同意の得られた方だけを名簿に登載する方式をとっているところもございます。ただし、その方式の場合、同意を得られるのは対象者の4割程度という話も伺っております。町田市としましては、本当に支援が必要な方に支援が届かないということのないよう、平常時から災害に備えていきたいと考えているため、同意を得ない方式を採用しております。本条例はこの取組を引き続き行うために必要な条例となります。

次に、2、「条例の内容」でございます。同意を得ずに外部提供を行うという取組内容に変更はございませんが、根拠となる条例を新たに制定し、名簿情報の提供、提供先、協定の締結、守秘義務などを定めます。

こちらの表は、根拠条例を比較した表となります。3月31日までは個人情報保護条例を根拠としますが、4月1日からは本条例を根拠とします。

外部提供については、個人情報保護条例では提供先を審議会に諮問し、その答申に基づき、同意を得ずに外部提供を行うことができるとしておりますが、本条例では、本条例及び規則に明記した提供先に限り、同意を得ずに外部提供を行うことができることとなります。同意を得ずに外部提供を行うことは変わりございませんが、

その手続が変わることになります。

提供先については、個人情報保護条例では、審議会の答申に基づき、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、民生委員、町田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織、町内会・自治会に提供しております。本条例では、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、民生委員、町田市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者としております。規則において、地区社会福祉協議会、自主防災組織、町内会・自治会と定めますので、根拠条例を本条例とした後も提供先には変更はございません。

条例案については3ページ以降をご覧ください。第9条までございます。

第3条に先ほど説明した名簿情報の提供先について定めております。条文の内容は、現在、法制課審査中のため、文言等を修正する可能性がございます。

ご報告は以上でございます。ご意見をいただけますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

会 長 まず、本件につきましてご質問はありますか。

嘉 藤 細かなところなんですが、提供先については、条例制定後、前後において、その提供先に変化は特に現在のところはないということでしょうか。

担当者 はい。そのとおりでございます。

嘉 藤 もう1点です。法律の文言も「するものとする」としてありますので、ある意味で、市の側として見れば提供するのが通常であって、提供される側もそれを断るものではないというようにも読めるわけですが、一般的には提供を受ける側も拒否できないといえますか、そういう状況ではありますけれども、その際に、今回の条例では新たに協定を締結して、その管理について注意すべきこと等を明確にするご趣旨だという理解でよろしいでしょうか。

担当者 協定を締結することにつきましては、現在も提供先と一緒に締結させていただいております。根拠条例は変わりますけれども、やはりこれからも提供先とはどのようなことを定めるかはっきり明文化した上で締結すべきと考えていますので、今後協定は締結させていただくつもりでございます。

会 長 ほかにご質問、ご意見はありますか。

鶴 田 同意を得ないで名簿を提供するという政策的な判断はよく理解できて、ほかの市町村では、同意を得た者のみを対象としている場合には同意を得られる割合が4割

程度になってしまうこともあるよさだということを見ると、人の命を守る制度ですから、同意を得ずにやるということはすごく理解できるところなんです、ふと思ったのは、この名簿に登載してほしくないという人がいた場合に、除外できる規定、自分は載せてほしくないから、この名簿には載せないでほしいと言われたときに除外できる規定があったほうが、もしかしたら個人情報保護という観点からはいいのかなと思ったんですね。

そのあたりはどういった議論をされて、それも踏まえて、あえて除外規定すら設けないで全員救うんだという政策判断に行き着いたのか、そのあたりのプロセスをちょっと聞きたいんですけども。

担当者 町田市といたしましては、確かに他市の事例を見ますと、そういった除外の規定を設けている自治体もあるんですけども、それを踏まえた上で、同意を得ずに全員名簿には登載させていただくというふうに判断いたしました。

理由といたしましては、名簿情報を提供されたくないという申し出があったとしても、命を守るため災害時に安否確認等の支援が必要だというふうに考えておりますので、平常時からお互いに共有していたとしても、実際に名簿を活用するのは災害時、災害が発生したときになります。そのときに迅速に支援することができるように、平常時から共有をしておくこと、備えておくことが大切だと考えますので、名簿情報を提供されたくないという申し出があったとしても、名簿から削除するという対応はとらないというふうに判断させていただきました。以上です。

会長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

今、嘉藤委員、鶴田委員からのご意見は結構重要な問題であります。結局、今までは審議会の答申を経てということでしたが、それがなくなると、市長の責任というものが今までよりも大きくなるという状況がございますので、担当課がそれを十分補佐していただきたいと思ひます。

そこで、除外規定については、規定を作らなければ除外できないのか、それともできるのかというのはきちっと検討していただきたい問題だと思ひます。要するに、同意を得なくても登載できるということは、同意を得なくても全部登載するということとは必ずしも同じではないわけですし、要するに担当課のほうで名簿から外すということはあり得るのかどうか、その辺のところをしっかりと検討していただいて、漏れのないようにしていただきたいと思ひます。ということで、よろしいでしょう

か。

服 部 付け足しで申し訳ないんですけども、こういった名簿が共有されていること、基本的に全員名簿に記載された形でこういう各所に提供されていること自体は市民には明らかにされることになっているのでしょうか。

担当者 対象者の要件が定められておまして、こういった方が名簿に載るのかという条件は、身体障害者手帳1級及び2級の者、愛の手帳1度及び2度の者、介護認定3から5の者というふうに今町田市では定めております。まず、その定めていることについては地域防災計画に定めた上で、町田市のホームページ等で公開をしております。そちらについても、平常時から情報を共有しているという旨についても周知を行っているところでございます。

会 長 現在もそのような形で運用されているわけですね。関係組織には行っているはずだと思いますし、前に審議はしたことだと思いますけれども、そういうことですね。

ということで、個人情報保護条例の廃止に伴い、新しい条例を作って運用をする。実態については基本的に変わらないように進めていただきたいと思います。現実問題として審議会ももう改組されますので、承認を得てということは新年度以降はあり得ないわけでございます。それはそれで結構なんですけれども、そのかわり、当然のことながら市長の責任は重くなりますので、担当課として十分留意して運用していただきたいということでよろしいでしょうか。

では、そのような形で市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。運用についてはよろしく願いいたします。

続きまして、議題の11、事務局でございます。資料は10になります。

それでは、説明をお願いいたします。

事務局 市政情報課の芥川です。資料10、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会の改組について私からご説明させていただきます。

2023年4月1日の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の改正に伴い、審議会の委員構成が現在の15名から9名に変更されます。現在、委員の皆さんには本年5月9日までの任期がありますが、4月1日に条例の委員構成が変更されることから、全員3月31日付で一旦解嘱させていただきます。学識委員については条例

改正後も委員となっていただきますが、4月1日から新たな任期で委嘱させていただきたいと考えております。このことに伴う手続についてご説明いたします。

1、「現委員の退職手続き」についてです。解嘱に当たりまして、委員全員に辞職願をご提出いただきたいのですが、こちらについては次回、2月の審議会資料発送時に同封させていただきます。2月の審議会にご出席される際、ご記入の上お持ちください。その後、3月31日付で解嘱辞令を発行し、後日、郵送させていただきます。

2、「新委員の委嘱手続き」についてです。(1)「学識委員」についてご説明します。

通常の改選の際と同様に、市から依頼書をお送りしますので、承諾書をご提出ください。こちらについては、3月の審議会資料発送時に同封することを考えております。所属大学の承諾が必要な場合は依頼書を作成しますので、ご用命ください。委嘱辞令につきましては、新年度の最初の会議でお渡しする予定です。

続いて、(2)「市民委員（公募）」についてです。2月1日付広報まちだ及び市ホームページで周知し、2月2日正午より町田市イベント申込システム、町田市イベントダイヤルで受け付けを開始いたします。市民委員の皆様につきましては、ぜひご応募いただけると幸いです。また、周囲の方で関心のある方がいらっしゃいましたら、宣伝していただけるとうれしいです。応募期間は2月19日までとし、応募者多数の場合は抽選を行います。これまで抽選は応募者にお集まりいただいて、くじ引きなどを行っていましたが、コロナの感染防止のことも考えて、職員による機械での抽選とさせていただきます。応募者には結果を通知し、当選者には承諾書の提出も依頼します。委嘱辞令につきましては、学識委員と同様に、来年度の最初の会議でお渡しする予定です。よろしく願いいたします。

また、こちらの資料とはお話が変わってしまうんですけども、1点報告がございます。

来年度のマイナンバーに関する特定個人情報保護評価書（PIA）について現在の検討状況をご報告いたします。

PIAにつきましては、政策経営部のデジタル戦略室が所管し、委託により行う予定です。委託先の選定に当たっては、1、町田市と同規模の自治体でのPIA評価実績があること、2、経済産業省が認定する情報セキュリティサービス基準に適

合している事業者であることという基準を設ける予定とのことです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、我々の今後のことにつきましてはこのような手続で進むこととなりますので、2月、3月の会議のときに指示されたような形で、それぞれよろしくお願ひしたいと思います。私も含めてですが。

ということで、本件につきましてはそのようなことでございますね。

では、続きまして、議題の12、報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

議題12については、2月13日開催の第10回審議会において、訂正及び補足説明を行っています。合わせてご確認ください。

担当者 都市づくり部都市政策課長の岩岡でございます。

担当者 都市づくり部建築開発審査課長、武井でございます。

担当者 都市づくり部都市政策課都市総務係長、中川でございます。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、個人情報の流出事故についてご説明いたします。

まず、事故の概要についてでございますが、2022年12月19日（月曜日）に、当課が事務局を行っている、附属機関である町田市建築審査会を公開で開催いたしました。この審査会に諮問された議題の資料の中に、個人の氏名や電話番号が記載されたままの部分がございまして、その資料を傍聴人の閲覧に供すとともに、8人いました傍聴人のうち2人が当該資料を持ち帰りました。

また、この審査会の開催経過を2022年12月21日（水曜日）から市のホームページで公開を行ったのですが、そこに掲載した資料についても同内容が記載されたままとなっております。

流出させてしまった個人情報については全部で7件で、氏名が5件、電話番号が2件でございます。

判明の経緯につきましては、2023年1月4日の水曜日の夜に、当該議題の諮問元

である建築開発審査課の職員が資料の状態に気がつき、翌5日（木曜日）の朝に当課へ連絡し、午前9時にホームページの公開を中止いたしました。

被害に遭われた方につきましては、1月5日から訪問、電話連絡を行いまして、1月12日までに全員に対し説明、謝罪を行っております。また、持ち帰られた資料についても、2人の傍聴人の方から資料を回収いたしました。

次に、事故発生の原因でございますが、今回流出した個人情報に記載された資料は意見の一覧表というものでございまして、(仮称)町田市立国際工芸美術館の近隣にお住まいの方から寄せられましたご意見とその方の氏名・住所及びご意見に対する回答内容を表にしてまとめたものになります。この氏名・住所については事前にマスキングを行っていたのですが、ご意見中の「何々さん」といったお名前や回答内容中の「何月何日、何番に電話」といった電話番号に気づかずに使用してしまったものでございます。

今後の対策といたしましては、今まで以上に注意して、複数の職員による確認を行います。これは、資料の受け手である当課だけでなく、資料の出し手である建築開発審査課などの関係各課の間で今回の事故について共有し、徹底を行ってまいります。今回、このような事故を起こしてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問、ご意見はありますでしょうか。

嘉 藤 事務局にお伺いしたいんですが、今回の場合はホームページに掲載する際に、これを掲載依頼したときに中身のチェックをしないままホームページに掲載してしまったということなんだと思いますけれども、そもそもホームページに掲載する際の漏洩対策といいますか、チェックの手続というのはどのようになっておりますでしょうか。

事務局 まず、ホームページに掲載というところで申し上げますと、原則としてこういうものをホームページに掲載してよいかという内部決裁があります。その後、ホームページのシステム上でさらに、具体的には各課の課長になりますが、そこで決裁をするという具体的には2段階あるんですけれども、その両方で内容の確認ができていなかったという流れになります。

会 長 ほかにありますでしょうか。

島 田 確認のための質問をいたしたいと思います。2つあるんですが、1つは、先ほど説明があったかもしれないんですが、ちょっと聞き取れなかったので。今回の漏洩した個人情報には氏名と電話番号だけであって、その氏名と電話番号は、この審議会の業務との関連ですけれども、どういう意味を持っているのか、関連性についてちょっと確認したいということ。

もう1つは、漏洩発見の経緯で、市職員が発見したということですが、もし差し支えなければ、どこの部署の市の職員が発見したのか、その情報源はホームページなのか、ほかの情報なのかという2点についてお伺いします。

担当者 まず、今回流出してしまった情報は氏名と電話番号でございます。業務との関連性になりますが、今回、我々、建築開発審査課に建築基準法の例外許可の申請が出てきたということで、その審査業務の中で例外許可を受ける建築の敷地周囲50メートルに土地・建物を所有されている方、利害関係人という位置づけになるんですが、利害関係人の意見を公開による聴取を行うという建築基準法上の決まりがございます。

公開による意見の聴取をいきなり行いますと、利害関係人がその建築計画の内容をその場で理解することが難しいだろうということで、利害関係人に対して、公開による意見の聴取を開催する前に、事前に計画を説明しなさいという基準がございます。流出してしまったのは、事前の説明のご意見とその意見に対する対応の資料が今回個人情報が出てしまった資料なんですが、住所、氏名というのは利害関係人である証といたしますか、それを証明するために必要な情報になります。

続きまして、発見した経緯でございますが、許可申請が建築開発審査課に出されておりまして、段階としては、公開による意見の聴取が昨年12月19日に開催されたという状況です。その公開による意見の聴取が11月に開催されまして、その後、12月19日に建築審査会が開催されました。その建築審査会で許可に対する同意は審査会のほうからいただきましたので、今後、手続としては許可をする予定になっております。その許可をするに当たって、担当の職員が建築審査会の資料を再確認していましたところ、1月4日の夜に発見したというのが経緯でございます。以上になります。

島 田 担当部門というのは……。

担当者 建築開発審査課になります。

会 長 ほかにございますでしょうか。

嘉 藤 意見になりますけれども、先ほど掲載の手续をお伺いしました。事実上、恐らくやられていると思うんですが、掲載後に第三者の方に改めて見ていただくという手続を入れていただくようご検討いただければと思います。以上です。

事務局 市政情報課は情報セキュリティを預かる部門ですので、今回の事態を重く見まして、本日付で副市長名で各部長に注意喚起、こういうことを起こさないようにという基本的なセキュリティマネジメントの徹底を周知したところです。

また、これを踏まえて、例えばホームページ上に載せているもの、載せ方、そういうものの確認の徹底であるとか、あるいはそもそも個人情報を取り扱う上での基礎知識や基本的な考え方というところをもう1度再確認するよにということ、ホームページであれば所管は広報課、個人情報は我々市政情報課ですので、実務的な通知についても明日行って、全庁的に注意喚起、徹底を図るという手を考えているところでございます。

会 長 ほかにございますでしょうか。

石 井 この情報が流出した資料なんですけれども、そもそも会に出す資料を作る元のもの、その資料を作るときに元にした記録というのがあると思うんですよね。その記録自体をそのまま出してしまったからその情報が流出してしまったのか、書き写して、資料としてその記録の内容を参考にしてもう1回文章を作り直したのがちょっと分からないんです。その資料を作ったときに、個人の電話番号が資料に出てくるということは、元の記録の中に例えばAさんの自宅の何番に電話と書いてあって、そのままそれを写したか、そのままそれを出したか分からないんですけれども、そういうふうに書いてあるからそれが出てきてしまったんだと思うんです。

そもそも記録を残すところに、「Aさんの自宅に電話」とか「携帯に電話」と書くだけならばいいんですけれども、そこにわざわざ電話番号を書く必要があるのか。電話番号はほかのアドレス帳みたいなのところにとっておいて、その記録自体に電話番号までそもそも書き込む必要が。例えば法律で決まっていて、書かなければいけないというんだったら仕方がないですけれども、結局、自宅に電話をしたという記録だけが残っていればいいのかだったら、何も多くの人の目が触れるところに電話番号まで記入する必要もないと思うんですけれども、その点についてはどうお考えなんでしょうか。制度的に書かないとだめならばしょうがないんですけれども、

いかがなんでしょうか。

担当者 今回、我々は許可申請を出してきた申請元に対して、建築審査会で使われる資料だよという話はしておりましたが、許可申請をする側がきちんと理解していなかったという状況で、実際、その資料をよく見ると、ご意見を伺って、その対応をした職員の本当にメモ書きのような記録になっておりました。

我々、審査会で使う資料は何も電話番号とかを書き入れる必要は一切ございませんので、本来であれば、入っていたとしてもマスキングをすべきだったと思いますし、もともとその資料を作るときには個人情報はいらないものですので、今後はそのあたりの説明を徹底してまいりたいと思います。以上です。

石 井 ということは、その個人情報が入ってしまった資料というのは、業者さんが作った資料を、もちろん市役所のほうで目は通していらっしゃると思うんですけども、基本的にその原稿は業者さんが作ったということなんですか。

担当者 こちらが事前に、近隣に対する説明をしたご意見とその対応の記録を出してくださいと許可申請をする側に伝えまして、許可申請をする側が資料の作成をしたものになります。以上です。

石 井 ということは、結局、最終チェックをしなきゃいけないのはもちろん市役所の方の責任だと思うんですけども、ある意味、民間の方が作った資料ということですよ。そうすると、個人情報に対しての配慮とかに対して、民間の方のレベルが低いという意味ではないんですけども、役所の方よりも民間の方は個人情報ということよりも、自分が仕事を円滑に進めることに対しての意識のほうが多分強いと思うので、その部分を民間の方にそこまできちんと要求するのなかなか酷な部分もあるんじゃないかなと今お話を聞いて思いました。

自分の課の方が作られた文章だったら、ある程度書式とか、個人情報とか、そういう肝を押さえた文章が作れると思うんですけども、やはり外部の方に作っていただいた文章というのは、その業界として形式が整った完璧な文章を作るということに主眼を置いていらっしゃると思うので、そこのところを留意していただけるようにしたほうがいいんじゃないのかなと今お話を聞いて思いました。

担当者 すみません。ご説明が足りなかったかもしれませんが、もともと建築審査会に付議した建築計画は町田市立の美術館になりまして、町田市の事業になりますので、もともこの事業を進めている部署は文化スポーツ振興部で、実際に許可申請を手

続として行っていたのが財務部営繕課という部署になります。全て市の内部の部署になりますので、我々としては当課の職員も個人情報に対するレベル感は同じであるというふうに考えておりました。以上になります。

石 井 じゃ、私の勘違いで、外部の民間の建築業者の方が作ったというわけではなく、自分の課ではないけれども、市役所の中のほかの部署の方が作られた文章ということなんですね。

担当者 建築基準法の許可申請の、例えば建築の設計などは民間の設計事務所に委託をお願いしている部分なんですけど、近隣住民への対応までは委託の内容には含まれておりません。ですので、市の職員が近隣の利害関係者と呼ばれる方たちへの説明を行ったりですとか、ご意見に対する回答は市の職員が行っておりました。以上です。

事務局 事務局からですが、補足をさせていただきます。

石井委員のご指摘、非常に当を得たものとなっております、まず、ちょっと整理をいたしますと、この公開した資料を作ったのは市の部署ということです。民間の企業が作って、それを提出してという流れではなくて、市の部門が作ったものでございます。そもそも記録のとり方とか、それを資料に加工する上での問題を石井委員にご指摘いただいたと思うんですが、まさにおっしゃるとおりだというふうに受け止めております。

資料を作る、それを公開するといった仕事を組み立てていく中で、例えばそのどのプロセスにそういうリスクがあるのか、そういう視点できちんと仕事を見直して、既に掲載しているものについては総点検が必要ですし、仕事の仕方という意味でも全庁を挙げてきちんと見直す必要性を感じておりますので、そのあたりのことも明日以降に全庁に発出する通知の中で強く注意喚起をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

会 長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、まとめさせていただきたいと思います。事故の再発防止については指示が出されたようでございますけれども、いずれにいたしましてもこのような事故が二度と起こらないように徹底していただく、これは当然のことでございます。

問題点は2つあるわけですので、傍聴者に渡した資料の確認の問題、それからホームページに掲載した資料の問題。傍聴者に渡した資料につきましては回収したので、

多分それでよろしいのだと思うんですが、問題は、ホームページに掲載された資料につきましては実際問題として誰が見たか、見なかったかということについては分からないわけでございまして、当然のことながら可能性として、実際にホームページに掲載された資料をコピーすることは可能なわけですので、その辺のところの問題はございます。

今後の問題として、非公開の会議が多いんですけれども、建築審査会のように公開する会議もあると。したがって、非公開会議と公開会議での資料の扱い方というものも当然区別していただく必要があるでしょうし、いずれにしましても個人情報についての精査、それから、提出すべき資料として添付すべきものであるかどうかということについての精査を今後とも十分にさせていただきたいということでございます。

ほかに何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、そのような形で再発防止を徹底していただきたい。同じような審査会はほかにもあります。今回は建築の審査会でございましたので、住所、氏名等が出る必要はあるし、ある意味、それは住宅地図等でもある程度は確認できることなので、完全に秘密というものではないのかもしれませんが、しかし、市の側が個人情報としてそれを人に公表するという性質のものでは当然ないということでございますので、今後とも個人情報の漏洩のないようによろしくお願いしたいと思います。

ということで、本件につきましてはこれでよろしゅうございましょうか。

では、そのようによろしく願います。事務局からもよろしくどうぞ。どうもご苦労さまでした。

続きまして、13、その他に移ります。

事務局、願います。

事務局 では、事務局から次回のご連絡をいたします。

次回は2月13日の月曜日、場所は同じく町田市役所2階のこちらの会議室になります。皆様、ご予定のほどよろしく願います。

会長 新年早々、旧年中の問題でありましたけれども、ちょっと難しい問題がありましたですけれども、本審議会、あと本年度2回ということで、最後までよろしく願います。

では、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11 時 19 分閉会